

新病院等戦略的プロモーション推進事業委託 質問・回答一覧

※便宜上、ご提出いただいた内容から、ご質問内容の意図や方向性が変わらないよう一部内容を修正をしています。

No.	質問内容	回答
1	<p>■新病院等戦略的プロモーション推進事業委託プロポーザル実施要領（P3）</p> <p>8. 提案書の作成及び記載上の留意事項（1）提案書作成上の基本事項に、「業務に係る作業は、半田市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、特記仕様書及び半田市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。」とあるが、「特記仕様書及び半田市が提示する資料」を事前に確認することは可能か。</p>	<p>「特記仕様書」は提案内容を反映した後の仕様書を指します。本プロポーザルによって受託候補者を特定後、仕様書については提案書に記載された提案内容を反映させることを前提としています。特に、新病院等戦略的プロモーション推進事業委託仕様書（P1～3） 3. 事業概要については、【その他（自由提案）】を始めとする内容については、提案書による提案内容を反映する必要があると想定しています。</p> <p>提案内容を反映した仕様書に基づき契約及び事業を進めていくこととなりますので、提案書の作成に当たっては、提案上限金額の範囲内で実施可能かつ本事業に有益なご提案内容としていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、「半田市が提示する資料」についても、現時点で提供が必要と考える資料（情報）はありません。今後、本事業において必要な情報等については、適宜開示・提供していきます。</p>

2	<p>■新病院等戦略的プロモーション推進事業委託仕様書（P3）</p> <p>5. その他（5）に「成果物に関する著作権は全て両病院に帰属するものとする。」とあるが、納品物によっては受託者側に帰属することは可能か。</p> <p>また、その場合、広報に関しての利用は制限を設けずに契約することは可能か。</p>	<p>仕様書の内容については、本プロポーザルによって受託候補者を特定後、提案内容を反映することに加え、その他の事項については双方協議の上、確定していきます。</p> <p>著作権に関する事項についても、受託者側のパートナー契約等の各種個別状況を考慮し、納品物により受託者に帰属する旨を仕様書に反映することも差し支えないと考えています。</p> <p>その場合、左記ご質問内容中でご提案いただいている「広報に関しての利用制限を設けない」など、本事業の目的達成に支障がない範囲で条件を追加することも、双方協議の上、仕様書に反映することを考えています。</p>
3	<p>契約締結後、事業内容によっては部分的に協力会社への再委託による作業依頼等が想定されるが、その際に届出等は必要か。また、その場合届出期限はあるか。</p>	<p>所定の様式を用いての届出及び届出期限は特に定めておりませんが、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に発注者の承諾を得たうえで業務依頼をお願いしております。その際には、任意の方法にて商号又は名称その他必要な事項を報告していただいておりますので、ご協力の程よろしくお願いたします。</p>
4	<p>業務履行にあたり、制作会社とコンソーシアム契約の締結により参加を検討しており、連絡先は一本化する前提とし、合併会社としての参加は可能か。</p>	<p>コンソーシアム契約締結による合併会社としての参加については、新病院等戦略的プロモーション推進事業委託プロポーザル実施要領（P1）2.プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件に合致しないため、本事業においては不可といたしますのでご了承ください。</p> <p>なお、受注者は、回答3のとおり発注者の承諾を得た上で、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることは可能としております。</p>

5	<p>■新病院等戦略的プロモーション推進事業委託仕様書（P1）</p> <p>3. 事業概要中、【企画・ディレクション】の「（1）地域住民や医療機関等へのアンケートやヒアリング等によるニーズ調査の実施」について、「地域住民」は半田市、常滑市の両市民が対象か。また、医療機関等の範囲についても、両市が対象か。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>本事業においては、令和7年度の新病院開院・地方独立行政法人化・常滑市民病院との経営統合に向け、地域・医療機関・学生等がそれぞれ求める情報を、戦略的かつ効果的に広報することで、安心・信頼などのプラスイメージを持ってもらうことを目的としておりますので、半田市・常滑市両市へのニーズ調査が必要と考えております。</p>
---	---	--